

比較法制資料

イタリア王国の少年法制

脇 坂 成 実

- 1 はじめに—子どもの近代—
- 2 リベラリズム期における少年法制
- 3 ファシズム期における少年法制
- 4 むすび

1 はじめに—子どもの近代—

1859年から1861年に至るイタリア統一の過程は、オーストリア第二次独立戦争(1859年4月29日)から始まり、ヴィッラフランカの和約(7月11日)、カヴールの辞職とラ・モルラ内閣の成立(7月19日)、統一法典の整備(10月-11月)、カヴールの復帰(1860年1月21日)による北イタリアの人民投票による併合(3月11, 12日)、ガリバルディと民主派によりシチリア遠征(5月6日出発)しこれを制圧、南部の人民投票による併合(10月21日)、さらにガリバルディによるナポリ入城(9月7日)、またサルデーニャ王国軍は教会国家のマルケとウンブリアに入り(9月11日)、教会国家においてサルデーニャ王国軍率いるヴィットーリオ・エマヌエーレⅡ世と後からきたガリバルディがテアーノでの邂逅(10月26日)。さらにサルデーニャ王国軍により解放された中部イタリアの人民投票による併合(11月4日)、そして総選挙(1861年1月27日)、選出された議員によるイタリア議会の統一法の可決と公布(3月

17 日)から、イタリア王国が誕生した(1)。このようにカブールとガリバルディ擁するサルデーニャ王国によるイタリア統一は当初の計画を超えて南部イタリアまで併合したが、そのことは文化の違う「南部問題」を生み出す。そしてイタリア王国は 1946 年 6 月 2 日に行われた王制廃止を問う国民投票により王制の廃止が決定するまで存続した。本稿はこうしたイタリア王国における少年法制を検討するが、さらに、この王政期を通例に従いリベラリズム期(1861 年-1922 年)とファシズム期(1822 年-1946 年)に分け、二つの時期における少年法制のあり方を検討する。ところで、この時期に少年がなぜ問題になったのであろうか。

イタリアを含む西洋において、子どもは近代の考案物であった、とイタリアの歴史学者フランコ・カンビおよびシモネッタ・ウリヴィエーリは言う。西洋における 15 世紀から 20 世紀にかけて子どもに対する態度のラディカルな変化が目撃される。貴族やブルジョワジーにおいてはアリエスが「子どもへの情感」と定めたもの、すなわち、愛情や慈しみ、ケアや保護を特徴とする子どもへの関心が成熟する。子どもは、無垢の顔つきや情緒的な価値を帯びそして家族内での重要な地位を占めたため、「小さな大人」あるいは「小さな悪魔」であること、あまりにはびこっていてまた同時に大人の社会的世界内部ではマージナルな存在であること、そして無価値でしばしばすぐに死ぬ邪魔な存在であることを止めるのである。しかし、子どもというこのような新しい概念の成長は緩やかであり、様々な社会階層に一様にではなく広まったのであった、とされる。

また、フランコ・カンビおよびシモネッタ・ウリヴィエーリは、近代における両親と子どもの関係の変化について両親は子どもに直接的に感情(愛憎など)を子どもに投影するようになり、またより直接的で排他的な関係を継続するようになる、とする。その関係が含むのは、ケアと配慮、保護と改善-理想化、また監視と「教育」、規律と「教育尊重主義(pedagogismo)」である、とされる(2)。

ここにおいては前提となっているのはアリエスの議論である。そのアリエスによれば、

十五世紀から、とくに十六世紀・十七世紀以後、(中略)学院は主として青年の教育と形成に努めるようになる。(中略)つまり、規律の必要が発せられるのだ。規律は恒常的、組織的なものであり、ほとんど尊敬されていない権威により行使される暴力とは全く別のものである。(中略)学校の規律は、教会ないし修道院の規律に由来する。それは支配強制の手段であるよりも道徳的かつ精神的完成の手段であり、それは効率性の理由から探求されたのである。というのも、規律は共同作業にとってのみでなく、教化と禁欲の価値にとっても必要な条件であったからである。教育者たちは、少なくとも理論上は、子供たちを昼も夜も監視しておくために、規律を採用したのである(3)。

とした。すなわち、中世においては徒弟制度などにより、家庭を長期間離れる必要があった子どもは「小さな大人」として社会に参入したが、近代になりいわゆる近代家族が形成され、そこでは初等教育の開始やそれに伴う規律と共に、子どもは「子ども性」を獲得していく。そこに注がれるまなざしは、健全な大人に成長させるための道徳的教育的視線である。そして、そのようなまなざしは教会・修道院を起源とするが、次第に世俗化していったのであった。言い方を変えると、そのようなまなざしが近代において「子ども」を誕生させ、さらには 19 世紀において少年法制を誕生させたと言えるはしないだろうか。

本稿ではこのような子どもへのまなざしが少年法制の成立につながる 19 世紀末から 20 世紀前半のイタリアを採り上げる。なぜイタリアかという点、我が国において新派刑法学がイタリアを参照しており、こうしたイタリアの社会と少年犯罪をめぐる状況について研究することは一定の意味があると思われるからである。

2 リベラリズム期における少年法制

1 「社会問題」化する子ども—19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてのイタリアにおける子どもをめぐる状況

(1)都市化・工業化と子ども ここではイタリアで初めての少年司法裁判所を創設したとされるミラノの、19世紀末から20世紀初頭の状況を概観する。現在ミラノは自動車・ファッションをふくむ、北イタリアを代表される工業都市であるが、その萌芽は19世紀末から20世紀初頭に見られる。世界的ブランドを擁する工業都市としてのミラノは19世紀末から20世紀初頭にかけて産業の発達と共に、近隣の地域やロンバルディアの他の地域からの人口流入を招き、急速に人口が増加していった(4)。

こうした過度の人口流入は当然住宅問題を発生させる。もちろん移住してきた労働者家族に対し、企業側で工場の傍に住宅を用意するということも行われてはいた。例えばアントニオ・ビンダという実業家は、雇用した労働者向けの住宅を用意し、コンカ・ファッラータにある自らの製紙工場周辺に小さな企業町を形成した。しかし、このような企業は多くなかったのである。また、ミラノ市もこうした問題を認識しており、ミラノ市議会は1903年に、低収入労働者向けの安価な市営住宅の建設計画を認めた。しかし、これらの住宅の供給も急速に拡大する需要には追いつかず、狭く不衛生な住宅に低所得労働者が住まざるを得ない状況が続いていった。このような状況は、必然的に家族の持つ統合機能・社会的機能・教育機能を脆弱なものにした。

このようないわば都市のアノミー状態に対して、ローマ・カソリック教会の枢機卿フェッラーリは司祭と信者に対し1900年の司教教書において、「移住により幼児や子どもに広まっている墮落した風習の危険」を説き、「そうした子どもたちはあらゆる種類の多くの誘惑や危険に、子ども達自身振り回されるままになっており、自分たちの家に戻ってきたときはもはや以前のようではなくなっていた」と説いた。実際、6, 7歳になった子どもは義務教育がないときには、今述べられた危険と共に、路上にいるより他はなかった。

路上にあふれている子ども達に対しては、1903年設立のウマニタリア協会が「職業訓練」コースを提供している。この協会は社会的に疎外された人々の解放を目的として設立されており、労働者家族及び貧困家族の子どもと成人を対象とした。そのコースでは、児童労働を搾取したことのない、正直で良心的でまじめな職人のいる工房に行き、低賃金でない仕事に就く能力

のある小さな職人になるための理論と実践を学んだ。

しかし、こうしたことはあらゆる家族にあることではない。家族の強い要求と、もしかしたら無知が多くの子どもの小さな子どもを単純作業で最も低賃金である労働力に強制的に変えてしまうのである。ミラノ市の市勢調査によれば、1901年当時、約77,000人の6歳から15歳の子どものうち、18,361人の子どもが労働に従事していたのであった(5)。

(2) イタリアにおける捨て子 次にこの時期に子どもが社会問題化する要因として捨て子問題が挙げられる。イタリアにおいて捨て子の数は19世紀において増大した。たとえば、ロンバルディア地方において捨て子の数は、1785年から89年において年平均790人余りであったのに対し、1841年から50年には3,300人を超え、1851年から60年には4,384人となっている。主要都市であるミラノ市において年平均でみると1720年から29年に442人であったが、1840年から49年には3,029人に、1860年から69年に5,073人へと爆発的に増加している。これらは、ミラノ市の全出生児数の4分の1から3分の1を占めているのであった。また、ルオータ(ruota=回転式受け口)(6)による捨て子でみると捨て子全体のうち嫡出子の占める割合は1831年から35年では50.3%、1842年には58.4%、1850年から54年では59.3%となっている。このようなルオータを備えた捨て子養育院は、本来非嫡出子のためのものであるため1868年に法律により嫡出子の受け入れが制限されるようになった。しかし、聖カテリーナ養育院では1869年の捨て子の内訳として嫡出子が6割以上(1,903人)、非嫡出子が4割弱(1,242人)であり、法律の効果は限定的であった。

このように、人々の採る選択肢が嬰兒殺から捨て子への変化したことは、ある意味では子どもへのまなざしが「無関心」から子どもを「生存に配慮すべき存在」として捉えるまなざしに変容したといえよう。

(3) リフォーマトリ―危機論—ロンブローゾ『犯罪人論(第4版)』から

①市民刑法学・社会刑法学・犯罪実証主義学派 イタリア統一直後の1861年7月1日に、三つの異なる刑法典が施行された。すなわち、中北部イタリアでは1859年サルデーニャ・ピエモンテ刑法典がそのままイタリア王国刑法典として効力を有し、トスカーナ地方においてはイタリア王国刑法

典ではなく 1853 年トスカーナ刑法典が、ナポリ県においては先に述べた 1859 年サルデーニャ・ピエモンテ刑法典にかなりの修正を加えた 1861 年 2 月 17 日サヴォイア総督令による改正刑法典が効力を有することとなったのである。統一国家に三つの刑法典が、地域で分けられているとはいえ、存在するという事態は早急に解決しなければならない問題であった。

イタリアにおいて 1800 年代の刑法学は、秩序と自由をめぐる争われたといつてよい。これらの中には自由社会に対する敵に対しても自由を尊重すべきか、という政治犯に関わる問題を始めとして、宗教や道徳に関わる罪、家族に対する罪、侮辱や品行をめぐる罪などを限定的に解するのか否かという問題、予防警察制度や未決拘禁に関わる制度設計の問題などがあつた。このような問題について、市民権保護を中心に考えていこうとする立場を一般的には古典学派として捉えられているが、ここでは現代のイタリア法制史家ズブリッコリに倣って「市民刑法学」としたい(7)。

市民刑法学の代表的人物の一人としてトスカーナのフランチェスコ・カッラーラがいる。カッラーラは、犯罪を自然的事実ではなく、実行行為と刑法との矛盾の結果として、つまり法的存在として捉える。また、犯罪は、客観的要素(「身体的能力」)と主観的要素(「精神的能力」)からなるとし、その判断基準は行為者の人格ではなく違法行為であり、そのことが刑法と道徳の分離の公準となる、とした。また「刑罰とは、国の法律に準拠して裁判官が犯罪で有罪とされた人々に与える害悪である」とし、その目的は「客観的秩序の回復である」とした(8)。

このような自由主義的な市民刑法学を基礎として 1889 年にイタリア王国統一刑法典、通称ザナルデッリ刑法典が実現した。死刑廃止、刑罰種類の統一および併科規定、客観的犯罪概念など市民権の擁護の規定がある一方で、累犯の厳罰化など、秩序への一定の目配りもなされている。

「12 月の曇りの日の朝、突然、匪賊の頭蓋骨において下等動物に見られるものと同様の(中略)一連の先祖返り的な異常を発見しました。これらの奇妙な異常を前にして一大平原が輝ける地平線により照らされる時に起こるように一犯罪者の性質と起源の問題が私にとって解決されたことに気づきました(9)。」ロンブローゾはこの時、「生来的犯罪者」のアイデアを得て、これを

中核として『犯罪人』が 1876 年に出版された。しかし、ロンブローゾは突然現れたのではなかった。1830 年代以降、イタリアでは刑務所において社会調査が行われていて、また、刑法学においてもジャンドメニコ・ロマンヨージがすでに実証主義的方法を採り入れており、またカルロ・カッターネオによって犯罪と社会問題が結び付けられていた。ズブリッコリに従って、ロンブローゾの後に続く犯罪実証主義学派の特徴を挙げるならば以下になる。

- a) 刑罰権は刑法の本質に関するあらゆる議論の古くからある前提的な要点であるが、根底から変化し、社会の維持の必要性に基礎を置くようになる。その後まもなく、社会主義刑法学者は支配階級が処理できる階級闘争の手段の中に刑法をはっきりと位置づけることとなるであろう。
- b) 犯罪は「人間的、個人的、社会的な現象、つまり自然現象」と見なされる。犯罪の研究は人間社会の研究から出発しなければならない。
- c) 自由意思は否定される。実証的な自然心理学は自由意思と道徳的自由に対する信頼のあらゆる基礎を取り除いた、と言われる。これは主観的な心理学的観察から生まれる単なる幻想である。さらに、個人の帰責性のような基準が受け入れられるとしても、個別事例への適用において、克服できない理論的実践的な困難に遭遇し、悪人に利するようになり、正直な人々の不利益と危険につながる多くの誤りを生むことになる。
- d) 自由意思の否定の結果として、犯罪人の道義的な帰責性の可能性はなくなる。
- e) 犯罪人が、法律から人類学そして犯罪社会学に至るまで、刑事学の主役となる。
- f) 刑罰の基準は犯罪人の危険性に基づいて測定され、従って
- g) 犯罪人の分類が決定的に重要となる。
- h) 予防は主要な役割を担い、政治、経済、行政、科学、宗教、教育および家族の分野で代替刑の導入が必要となる。
- i) 刑事訴訟および司法制度の分野において抜本的な改革が主張される(10)。

そして、犯罪実証主義学派の中にはエンリコ・フェッリを始めとして労働問題等の社会問題に関わっていく者たちもいた。この時期のイタリアにおいて、犯罪問題はその根底において社会問題であるとし、犯罪の主要原因を社会制度の混乱、財産の不平等などに求める「社会刑法学」が成立する。例えばエンリコ・フェッリは革命を行う者は社会の異議申し立てを行う者であるとし、社会の敵である生来的犯罪者とは区別されなければならない、そうした革命を行う者は社会進化論の見地から、社会を進歩させる者として擁護する(11)。

エンリコ・フェッリ達の影響もあって、ロンブローゾも 1893 年、社会党に入党し、さらに 1899 年には社会党から出馬しトリノ市議会議員となっている。このように、ロンブローゾは研究を進めていくうちに、「生来的犯罪人というロンブローゾの人類学的、生物学的確認こそが彼を促して、生物学的に不変の事実からその社会的宿命、社会的運命としての性格を払拭するために、社会的予防の可能性を模索せしめたのである(12)。」このようなロンブローゾの関心からリフォーマトリー危機論が書かれたと推測されるのである。

②リフォーマトリー危機論-ロンブローゾ『犯罪人論(第4版)』から ロンブローゾは『犯罪人(第4版)』において、犯罪予防論として少年を扱っており、中でも詳論しているのがリフォーマトリーについてである。ロンブローゾによれば、リフォーマトリーの数はフランスで 7,685 棟、イタリアで 3,770 棟、ベルギーで 1,473 棟、オランダで 161 棟、アメリカで 2,400 棟、としている。そして、これらは犯罪者の性質を意識したのではなく、慈悲深い心で建てられたのであるが、先行研究はこのような施設が役に立たないことの理由を示してきた、とする。その原因についてロンブローゾによれば、入所者同士相互の接触と施設の規模の大きさ、そして分類処遇がなされていないことが挙げられている。すなわち、少年はその年齢から悪を模倣しやすいこと、そして入所者が 100 人を超えると監督が難しくなることを挙げている。しかし、100 人を下回ると経済上問題が生じることも述べている。

またロンブローゾは自ら聞き取り調査した結果によれば、入所者が自ら真の改悛に至ってないと告白したこと、少年愛、窃盗、賭博が刑務所と同じよ

うに蔓延していること、である。また、ロンブローゾはいくつかのリフォーマトリーで、少年愛の罰による強制、放火、看守の殺傷が起きている、とした。そして、ジェネララ施設の聞き取り調査では、対象者の8%は深刻な非行(傷害、窃盗、再犯)であるにもかかわらず改悛の情を示しておらず、自分たちには盗む権利がある、と言った、としている。また、3%は自らの非行を断固として否定し、11%は形だけの改悛の情を示した。そして5%は両親の罵倒までしていた。その中の1人は法廷書記である父親が絞首刑になるべきだとし、また別の少年は母親について自分の悪徳にもっと恥づけることができるように子どもを追い払おうとする b...scia だ(13)とした。そして、対象者の10%が12歳未満で窃盗の経験があり、その内の何人かは3度目の常習犯であった。そして、ロンブローゾは、ジェネララ施設は他の施設で受け入れられない処遇困難な少年たちを、児童虐待(放任)少年や成人犯罪者と一緒に処遇している、と批判した。

続いてロンブローゾは、ジェネララ施設の処遇内容の検討をする。ジェネララ施設の周りには壁で囲まれた数ヘクタールの庭があり、そこで入所者たちは庭師の監督の下、野菜を栽培している。ロンブローゾは、入所者たちには道德教育やアルファベット等の学科教育よりも農業教育を奨励しており、この点でジェネララ施設はロンブローゾの意に適っているのであるが、耕地面積がろうじて十分と言えるとしている。また、工場もあり、そこでは靴の製造、大工の仕事のための教育がなされており、そして音楽教育に人気があるとするが、資金不足のため道具・材料・指導者が足りていないと批判する。その結果、何もすることのない入所者たちは、窃盗をしたり、公然と同性愛を試みたり、夜間には鍵を壊したり、入れ墨を入れたりしているとする。また、テストーナ施設の入れ墨率はジェネララ施設の2倍であり、怠惰や空腹、少年愛が蔓延している、とする。

そして、イギリスの少年矯正施設を紹介し、これらは分類処遇の行われている予防・教育施設であり、再犯は入所者数が少ないほど少なくなるとしてイタリアのリフォーマトリー制度の改革を説く。また、リフォーマトリー数を増やすべきとするが、これは入所原因について近年父親の通報(後述)が6倍に増えたことで送致される少年の人数が増加したことによる、としている。

これについては、近年孤児ではなく、また両親のいる青少年の強制入院について裁判所が制限していることに触れ、このことにより、入所を希望する家族も最終的には子どもの教育に関心を持つようになるのではないかとする。結論として、ロンブローゾは現在のリフォーマトリーは承認できないとし、階層、年齢、習慣、態度、道徳毎に少人数で分類され、教育に関しては司教職にある適切な教師によるべきとする。これらはロンブローゾが繰り返し強調する、施設内での悪風感染を避けるため、及び少年の性質に応じた処遇を目指してのことであろう(14)。

2 リベラリズム期における少年問題対策

(1) リベラリズム期の少年法制 1861年にイタリアは統一したが、秩序が維持されている状態とは程遠い状態であった。そして、当時の刑法は未成年者に対しても厳しく処罰しており、1890年から1895年にかけての未成年者の有罪率は全体の23%であった。同期間において9歳以上14歳未満の有罪判決を受けた者は170,831人であり、14歳以上18歳未満の有罪判決を受けた者は70,143人であった。また、刑法改正及び公共秩序法制定の年である1889年には49,812人の未成年者が有罪判決を受けた。この人数は1世紀後の1998年の有罪判決を受けた未成年者が3,638人、その内イタリア人が2,472人であったことを見ると、いかに多いかが分かる(15)。

1889年に刑法が全面改正されたが、このような古典主義的な刑法典を補完するために、同じ1889年に公共秩序法が制定されている。この法律では未成年者であっても、怠惰、浮浪、あるいは物乞いや売春について常習性が認められれば、司法的介入がなくても、警察による措置でその者を矯正施設に送致することができる。

未成年者の監督については第一義的には家庭、特に家父長にある、と1865年民法典222条で定められている。すなわち、

子どもの墮落(traviamento)(16)を矯正できない父親は、家庭から子どもを追放することができる。(中略)そして必要な場合には、裁判所の長に訴え

て、その者を矯正もしくは改善するのにより適していると思われる場所、つまり自宅か教育施設あるいは矯正施設に置く。その認可は口頭でも求め得る。そして裁判所長は決定の要式性がなく、また法令の根拠を示さずに措置を講ずることができる。

このような父親の通報によるリフォーマトリー送致が過剰収容問題の一因になっていたのは先に見た通りである。では慈善団体による少年への対応はどうなっていたのであろうか。

(2)1890年7月17日法律6972号 ここでは、リベラリズム期の少年問題への対処にとって重要な1890年7月17日法律6972号を検討する。本法は法律を成立させたクリスピ政権にあやかってクリスピ法とも言われる。従って、まずクリスピ政権の性格について検討することが有益であろう。クリスピ第一次内閣は1887年に発足する。外交面では独伊軍事協定を締結しアフリカへの植民地獲得の再開を図り、伊仏関係の緊張化をもたらす政策を採り、内政面では執行権の強化、権威主義体制・中央集権体制の確立を試みた。クリスピ法もかかる文脈において、すなわち権威主義的中央集権体制の強化と新しい社会問題への対処という文脈で制定された。

クリスピ法は困窮した階級の援助や教育・職業斡旋その他物質的精神的向上を目的とする組織を「公的慈善団体(Istituzioni Pubbliche di Beneficienza)」と規定し、その認可を通じて、慈善事業に対する統制強化を図るものであった。統制主体としては、1862年慈善事業法により各コムーネに設置された慈善委員会(Congregazione di Carità)(所掌事務としては慈善事業への寄付金管理や必要な場合の事業運営代行など)、及び1887年新県・コムーネ法により設置された県行政委員会である。慈善委員会は1862年慈善事業法よりも権限が強化され、施与事業の集中的運営権、人口1万人以下のコムーネにおける歳入5,000リラ以下の団体の運営権、同種の諸団体に関してグループ化のための命令権、「公的慈善」の利益に適合しない諸団体の事業目的の変更・規約の改訂・解散などの命令権が与えられた(17)。

現代イタリアにおける著名な児童法学者アルフレッド・カルロ・モーロは

言う。

公的援助・慈恵団体に関する 1890 年法により社会の保護の手段として精神病院のみならず矯正院や孤児院もまた列挙されていること、そして公共秩序関連法規集が、社会にとって危険な人物の中に、その者の家族によって適切に援助を受けていない少年もまた挙げていることは重要である。

この観点において、家族への援助活動の代わりに不安定な経済的教育的状況にある未成年者の施設への強制収容、その者の通常の家族環境からの徹底的な排除、地域外へまでも福祉的送致、を優先させていることは、驚くにはあたらないのである(18)。

クリスピ法の対象は 1 条により規定される。法の対象は、「a)健康並びに疾病の状態にある貧困者に支援している、また b)なんらかの職業、技能、手仕事への教育、指導、訓練あるいはその他あらゆる方法において道徳的経済的な向上の世話をする」慈善事業である。このように法は広範な範囲を対象としており、故に精神病院や矯正院も対象になったと考えられる。また、同法 8 条においては「慈善委員会は、孤児、放任少年、盲目の少年、そして聾啞の少年の援助や保護に関する行政的司法的措置を促進し、また緊急時には一時的に少年の世話をするものとする」としており、特に「その者の家族によって適切に援助を受けていない少年(公共秩序関連法規集)」すなわち放任少年も対象に入れていることが重要である。

(3)ザナルデッリ刑法典による少年の取扱い 1890 年にはイタリアにおいて統一刑法典が施行されたが、当時の司法大臣の名を採りザナルデッリ刑法典と呼ばれた。それに先立つ刑法典と比較して自由主義の精神によって特徴づけられ、死刑廃止を規定したことで名高いが、少年問題への関心はほとんど見られない。同法は未成年者の有責性を規定しており、9 歳から刑事責任が認められた。そして、一定の重罪を犯した少年は 9 歳未満であってもリフォーマトリーへの送致を認め、さらに両親への罰金を規定していた(刑法 53 条)。9 歳以上 14 歳未満の少年に対しては「責任能力(discernimento)」の鑑定を実施すること、及び減刑あるいはリフォーマトリー送致できる場合を規

定し、さらに、14歳以上18歳未満の未成年者のためには責任能力の鑑定について規定しておらず、減刑あるいはリフォーマトリー送致できる場合を規定している(刑法 54-56 条)。

(3)プロベーションの導入 プロベーション制度はロンブローゾの『犯罪人』で扱われておりその概要は知られていた。アメリカ人のルーシー・バレット婦人は民間団体事業によるプロベーション制度を条件付き刑に採り入れられないかと考え、彼女の発案で、検察官及び条件付き刑を科された未成年者支援団体の協力により、1906年ローマでプロベーション制度が導入された。ローマでの試みはフィレンツェ、ミラノ、トリノ、ジェノバ、ボローニャ、ナポリ、パレルモへと広がり、そこでは支援団体の設立や、カッラーラ教授監修の『矯正教育雑誌』も刊行された。ミラノでは、1910年には73人のボランティア会員を有するミラノ支援団体が活動していた。

(4)クアルタ委員会 ところで、以上のような少年問題対策について、先述したように少年犯罪がこの時期急増していることから分かるように、効果は限定的であった。この状況を踏まえて、当時司法大臣であったオルランドは1908年に地方の裁判官の長に宛てた回状の中で刑務所に収容されている未成年者の状況を次のように書いた。

現在、我々の仕事や我々の良心にのしかかっている司法的問題に関して、重大性の点では未成年者の非行問題に等しいものはあまりないか、おそらくは上回るものは全くない。このことについて、統計は並外れた増加を示しており、恐ろしいほどの隠された様々な有害な要素からなっていることをまさしく示している。従って、若者の魂は、感情の中でも愛情や優しさという善良さを育てなければならないまさにその時、墮落そして罪の深淵に向けて追いやられているのである。

回状は未成年者を担当する裁判官の専門化の基礎を築き、被疑者である少年の人格調査、そして関係ある家族や出身地の調査の機会の必要を主張していた。そして現在の刑法典は、犯罪の真の原因が道徳的無責任の状態を子どもに引き起こすことのできる社会的要因のせいであるという事実を認めな

い、とした。

そして、予審判事と裁判官には、各裁判所において、発達年齢の心理学に関する裁判官による研究を通じて少年犯罪に対処するために、未成年者の犯罪に専心する専門予審判事と専門審判部を任命し創設することが要請された。さらに、裁判官に対して少年によりなされた犯罪態様だけを評価するのではなく、少年の経歴や性格そして両親の人格、交友関係や環境を調査するよう要請した。その目的は未成年者が法違反行為に至った直接・間接の原因の正確な判断をすることであった。オランダ大臣は、少年被疑者の人格に注目して司法部局長に対して、未成年者のための刑事審判を成人の被告人の公判と同時に定めないう要請した。その目的は、少年の被疑者がより一層邪悪な現実との接触を避けるためであった。そして、未だ脆弱な人格があまりにも邪悪な文化と同化することを避けるため、成人の審理が行われる部屋から少年たちを遠ざけさせること、つまり「何ら直接の利害がなく不健全な好奇心だけのために公判に参列するあの少年たちに」審理室への接近を禁止するよう要請した。

この回状は未成年者の非行の原因究明を研究することを任務とする委員会を任命する議会措置の重要な基礎を作った。1909年11月7日勅令でクアルタ上院議員が委員長として任命され委員会が発足した。この委員会は委員長の名を採ってクアルタ委員会と呼ばれ、未成年者専門裁判官のための法案作成をその目的としていた。作成された法案は「未成年者裁判官」法案、あるいは委員長の名を採りクアルタ法案と呼ばれた。

(5)未成年者裁判官法案(クアルタ法案) 1912年に司法大臣フィノッキアーロ・アプリーレに提出したクアルタ委員会の法案は、三つの部分に分かれていた。第一は、組織的性格についてであり、裁判所のある都市毎に配置される1人の未成年者管区裁判官と称される裁判官とローマに配置される未成年者最高裁判所からなる未成年者のための司法制度の設立に関わっている。未成年者管区裁判官に任命されるには、生物学、教育学、社会に関する分野において特別の能力を有する必要があった。少年事件だけを担当し任期は5年とされた。未成年者最高裁判所は7人で構成され、裁判だけでなく監視と監督の機能も請け負っていた。法案はさらに、管区裁判官の直接統制

下にある専属の未成年者警察を考えていた。

法案の第二の部分は、新しい機関の行政権限を扱っていて、その権限とはまず、以前には様々な非専門機関にあった親権の監督、制限および剥奪に関する権限である。委員会報告書によれば、その基本的な考え方は、「家庭秩序の機関よりも公序良俗の機関として(中略)親権を考慮する義務があり、(中略)従って親権に対してより広範で直接的な行動をし、より効果的で不断の監視を行うことは公権力の責務である」とした。また、第二の部分では、未成年者に対する行政権限にも触れている。墮落した未成年者が犯罪に至らなくとも不規則的行為または反抗的な行為に至らなくても、父親の決定あるいは警察命令として矯正施設に送ることができるとするものである。一方で、少年の権利にも配慮し、管轄事項全体は未成年者管区裁判官に属するものとし、少年の審理される際の手続を定め、プロベーションに付すこと、また決定に不服がある時は控訴できることも定めている。

第三部は未成年者管区裁判官の刑事権限である。未成年者に対する権限、世話、監督を有する場合には、両親や親権を持つ者の放任・怠慢を処罰する19もの条文があった。法案は「両親や、未成年者の援助、保護、身体及び道徳的擁護の義務を有するあらゆる人々は、厳しく罰しなかったときには厳格に監視される必要があるのです。」としている。さらに、犯罪少年に関して、刑事裁判は非公開で行われ、成人の親族や司法援助グループの支援を受けることが想定された。また、現行犯であっても少年の逮捕を禁止し、そのような少年は、手続開始まで、両親への警告を伴う自宅拘禁、援助グループへの委託、保護施設への送致を命じる未成年者管区裁判官の措置に直ちに服さなければならない、とした。未成年者管区裁判官は決定において、「未成年者の環境や個人的な情状を特別に斟酌して、その絶対的で疑いのない判断において、以後の手続を免除することができ」、また法案に起草された様々な処分(警告、委託、短期自宅拘禁、監視付自由、施設あるいは16歳以上ならばリフォーマトリーへの送致)の一つを命じることができる、としている。

最後に、未成年者管区裁判官は事実の性質と原因を斟酌して、16歳以上18歳未満の少年を通常裁判所に逆送する権限を持つ、とした。しかし逆送

された先の裁判所でもこうした事態に合った裁判官を毎年構成されなければならず、また裁判は非公開で行われる必要があり、私選もしくはいなければ義務的な国選弁護士をつけなければならなかった。有罪判決で実刑の場合には、成人刑務所ではなく矯正施設や農業コロニーでなければならない、とした。

さて、クアルタ法案の規定の特徴をまとめると次のようになる。

- a) 裁判は非公開で行われ、援助団体の長の出席を伴い、検察官は介入しない。
- b) 証拠審議の間審理室から未成年者を一時的に遠ざける権限の創設、また予審や審判の記録や文書を一部または全部の公表の絶対的禁止。
- c) 担当裁判官により、審判に服する未成年者の両親に対する訓戒処分をし、またその者が再犯の場合に罰金を未成年者の両親に申し渡すことができること。
- d) 未成年者に科される罰金刑が国家あるいは公的機関のための労働奉仕に代替され、また一方、拘禁刑は未成年者のための農場コロニーや矯正施設において贖罪すること。

このクアルタ法案は法律になることはなく、1922年4月にオランダにより類似の法案が下院に提出されたが、留保され廃案となる。しかし、オランダの回状のいくつかのアイデアは1913年刑事訴訟法典に採用される。14歳以上18歳未満の者への審理室への接近の禁止、18歳未満の被告または共同被告の公判の非公開、という規定である(19)。

3 ファシズム期における少年法制

1 イタリアにおける少年裁判所運動—チェーザレ・ベッカリーア協会—

イタリア統一以前の公的援助は限定的で、私的な慈善活動に対する補完的な役割に留まっていた。そして、慈善団体はカトリック教会の強い影響下にあり、統一後も援助の主たる担い手であった。クリスピ法は当時の状況を打破すべく制定されたが、それでもその影響は限定的だったと言える。1880年

コッレンティ委員会調査では、イタリア全体で21,819の慈善団体が存在し、総資産は19億リラ(同年のイタリア王国の税収が約10億リラ)であり、年間総収入は9,000万リラ以上であった。全体の半数を占める約12,000団体が施与事業に従事し、その大半は小規模であり、「収入の大部分が慈善以外の宗教活動に使われている」との批判も少なくなかった。

このような状況の中、1907年12月14日、ミラノのヴィトルヴィオ通り31にエミリオ・コンティ上院議員は、ルイージ・アンフォッシ裁判官、エネア・ノセダ検察官代理、ロレンツォ・エッレーナ下院議員、ルイージ・マンジェーリ騎士勲章佩勲者、アンブロシアーナの医師アレッサンドロ・ピアンキ閣下、アウグスト・アルマーニ司教座聖堂参事会員、アントニオ・ヴェッラルディ技師の協力を得て、チェーザレ・ベッカリーア協会を設立した。この協会設立はその頃見られなくなったチェーザレ・ベッカリーアが「犯罪と刑罰」において提唱した理念の復活・継承にあり、定款の第1条としては「C.ベッカリーア協会は収監者、特に未成年者の社会復帰のため、監獄システムに関する法律の研究そして改正をその目的として有する」としていた。そして、ベッカリーア協会は1908年、雑誌『監獄研究(*Studi Penitenziari*)』を創刊する。そのテーマは「監獄の中の児童」、「刑事司法と監獄システム」、「イタリアにおける児童と法律」、「プロベーション・システム」「非行の減少のために」、「囚人の保護」である。雑誌は第3号を刊行した1912年8月をもって、休刊となる。理由は明らかにされていない。ベッカリーア協会がまた本格的に歴史の舞台に登場してくるのは1921年であった。

9年の沈黙の後、ベッカリーア協会長であるカプターニ・ダルザーゴ侯爵は、監獄内の居住環境や拘禁された未成年者をテーマに活動を開始することに決める。当時、拘禁される未成年者の数は急増していた。そして、カプターニ侯爵と行政委員会の協力者たちには21年中に、アレーゼにあるファニャーニ・アレーゼ伯爵夫人の古い屋敷を入手し、貧困状態かあるいは逮捕されている状態にある少年の収容のための施設にする展望があった。そして1921年、ベッカリーア協会は屋敷を入手し、イタリアで初めて社会的に不利な状態にあるかあるいは拘禁されている未成年者が民間施設に収容されたのであった。さらに、行政委員会に、裕福なミラノ市民層からなる「女性委員

会」を併設することを申請し、そのために貴族出身であるジャボッテ・ボッーコニ夫人を招聘した。

1923 年、コメンダトーレ保持者であるアキーレ・ブリオスキはダルザーゴ侯爵に続いて、第 2 代ベッカリーア協会長となる。新しい会長の第一の目標は、アレーゼの施設の組織化であった。その目的は勉強や労働を一体として、知的訓練や根気のいる教育を通じた子どもの人格の再建であった。事実、治金についての質素な作業所の隣に学校が実現した。1923 年にはアレーゼの施設に収容された子どもは約 60 人になっていた。

1924 年には、ベッカリーア協会長に上院議員であるピエルガエターノ・ヴェニーニ伯爵が招聘された。彼は協会の「決定的な管理的財政的構造」に目を向けたが、それは協会の強化・発展のためであり、未成年者の非行への取り組みを専門とする機関に関してより良い名声と特質を前提とした、法人格の取得するためであった。そして、1925 年 4 月 5 日勅令 548 号でベッカリーア協会は法人となった。

アレーゼ施設に収容された少年の人数はさらに多くなった。1925 年において、国、民間団体やベッカリーア協会の費用負担で、イタリア中から 100 人以上の子どもが収容された。収容された子どもは全員初等教育のための学校に通い、労働年齢に達した者は施設内部にある作業所にも通った。作業所では、印刷、大工、製本、製靴、鋳造が訓練でき、また、農場もあった。教育的介入は精神科医に任されたが、学校や作業場で行われることに加えて、デッサン、音楽、スポーツ、演劇も貢献していた。

1927 年、ベッカリーア協会は新しい施設を、国王ヴィットリオ・エマヌエーレ III 世やロッコ司法大臣、トシ枢機卿の出席の下、ミラノのフィランジェリ広場に創設した。ベッカリーア協会の第一の任務は施設の実現であったが、第二の任務は少年裁判所の創設である。1928 年、試験的であったとはいえ、イタリアで最初の少年裁判所が、フィランジェリ広場の少年施設のそばで創設された。トマス・ダミコ裁判官は、審判の間は裁判官と精神医学の専門家が並ぶという考えを持っていた。当然、法律の規定がなかったので、未成年被疑者あるいは勾留される未成年者を審理するよう要請された裁判官全てが、必ずしもこの試験的方法やダミコ裁判官の考えを採用したわけではなかった。

そして、司法大臣のプロジェクトは少年刑事部門で継続しており、続いてローマに試験的な少年裁判所ができた。

フィランジェリ広場の少年施設は未成年者裁判所と共に、後に 1934 年に可決された未成年者の法律の本質的基礎である科学的側面を構成する人類学的実験室の施設としても重要であった。その目的は被告人の責任の等級を定めるためではなく、むしろその者の疾患の可能性、知的レベル、気質タイプ、したがって治療可能性、教育可能性、採られるべき方法を識別することだった。この鑑別センターの指揮は精神科医であるジュゼッペ・コルベリ教授に任された。ジュゼッペ・コルベリ教授はジュゼッペ・アントニーニ教授と連名で 1932 年 4 月に雑誌『心理学雑誌』に題名「調査中の未成年者、あるいは不規則な品行の観察」を公表した。それによると、ミラノの施設に収容されている少年は「冒険心や旅への嗜好を満足させるため、あるいは窮乏状態を理由として」窃盗を犯して告訴された者たちだった。コルベリ教授とアントニーニ教授は未成年者によりなされた犯罪の動機が「子どもたちが生育する環境の不道徳性」にあること、したがって家族や衛生に対する調査の不在を嘆きつつ、「身長、胸囲、周辺の厚み、三つの頭蓋骨曲線に関して(中略)身体の異常やゆがみ」を主張した。また少年の生物学的変異的側面として小頭症、落ち込んだ額、歯の変質を挙げている。最後に、ミラノ少年施設で調査された 220 名の少年についてまとめている。

- 1 観察された少年の 44%は精神活動や神経機能において何らかの異常性が見られた。一方、56%が神経精神医学的な異常性は認められなかった。
- 2 被観察者の 8%に真正の性格異常が認められた。
- 3 被観察者の 70%において家族が不安定であった。
- 4 「多かれ少なかれ重大な生物学的要因と重なりながらも」、社会的要因は犯罪の決定的な原因であるように思われた(20)。

このような研究を基にイタリアで初めての少年司法が創設されるのであった。

2 ONMI とロッコ回状

(1) ONMI 1925 年に、すでにベルギーで行われていた実践をモデルとして、法律 2277 号により国立母子保護施設(*Opera nazionale per la protezione della maternità e dell'infanzia*: ONMI)が設立された。これは母子部門全体を担当する、保健省の監督を受ける公的機関である。その目的は、妊婦、困窮した母親、物理的・道徳的に放任された児童の保護及び援助だけでなく、18 歳未満の墮落した少年かあるいは犯罪少年の保護と援助である。このカテゴリーを受けて後に 1926 年 4 月 15 日勅令第 718 号において、手に負えない、あるいは怠惰な、浮浪しているか、あるいは常習的に物乞いもしくは売春している未成年者、そして取調べを受けているか有罪判決を受けた、または監獄から釈放された少年が援助を受けることが規定された(勅令 122 条)。そして 170 条において、各県ごとに、特別観察局が組織されなければならない、とされた。そこでは、物質的にも道徳的にも放任され、墮落し、取調べを受けているかあるいは監獄から釈放された個々の児童や青年の、身体的、知的、道徳的条件の鑑定が行われ、適切な支援施設が隣接していた。また、観察局は児童衛生を専門とする訪問ソーシャルワーカーと特別教育を専門とする職員が協力する医師からなる公衆衛生部を有する。そして支援委員会は、道徳的・物質的に放任状態で発見された児童及び青年を、個人的、家庭的、環境的条件を鑑定するために、観察局への即時収容をすることができ、必要と思われる期間その者を処遇する権限を有していた。同様の介入は、手に負えない、怠惰な、評判の悪い、あるいは物乞いや売春を常習的に行っているか、あるいは条件付き判決を受けるか監獄から釈放された未成年者に関する公安当局の通告により行われ、償いの可能性や再教育可能性の等級を鑑定するのに適切な観察局に送致された。

(2) ロッコ回状 未成年者裁判官は司法大臣アルフレッド・ロッコによる 1929 年 9 月 24 日回状 2236 号により始まる。回状は控訴裁判所がある 10 の主要都市において通常裁判所の特別部門を未成年者の刑事部門として設立した。そこには、「未成年者問題の研究に関する特別専門裁判官」が充てられた。また未成年者に専属する検察官も選出された。裁判官はトーガを着用せず、未成年者の審判は裁判所の外観を持たない部屋で行われる。裁判官は

未成年者に「父親のように」尋問しなければならなかった。非公開で行われる審判には両親と ONMI の代理人だけが出席できた。弁護士の援助は義務であり、必要に応じて事務所が任命した(21)。

3 1930 年刑法典(ロッコ刑法典)

イタリアでは、1931 年 7 月 1 日に新しい刑法典が施行された。ここでは同法における未成年者の責任能力規定を検討する。未成年者の責任能力を三つの段階に分けられる。まず、第一に犯罪実行時において、14 歳未満の者は「意図し意欲する能力(刑法 85 条)」が否定され、責任無能力者である(刑法 97 条)。次に、14 歳以上 18 歳未満は限定責任能力者と考えられ(刑法 98 条)、「意図し意欲する能力」があるかどうかはその者の「成熟度(maturità)」によって定められる。「成熟度」とは物事の是非弁別や合法不法を区別する能力であり、判例により形成された概念である。破棄院による 1936 年の判例で「未成年者自身の知的および意思の成熟度を検討していない有罪判決は根拠(motivazione)に欠く」としている。そして、18 歳以上は成人として、完全責任能力を通常有する者として扱われることとなる。さらに 1930 年刑法においては刑罰・保安処分二元主義が採られており、その年齢に制限はなく、14 歳未満の少年に対しても保安処分が適用されリフォーマトリーカ監視付自由が適用され得る(刑法 224 条)。

また、「14 歳以上 18 歳未満」の少年が刑法典と後述の 1934 年 7 月 20 日法律勅令 1404 号と競合関係に立つかどうかが問題となるが、18 歳未満の少年に関しては 1934 年法律勅令 1404 号に排他的権限があるとされた(1934 年法 9 条)。この状態は 1983 年に憲法院により違憲とされるまで続くこととなる。

4 1934 年 7 月 20 日法律勅令 1404 号

アメリカ、ヨーロッパの他の国々につづいて、イタリアにも 1934 年 7 月 20 日法律勅令 1404 号で、未成年者裁判所が制度化され、同法は翌年法律になった。未成年者裁判所は控訴院の所在地にそれぞれ設立された。その構成としては、控訴院の裁判官 1 名と裁判所の裁判官 1 名、そして社会福祉の功

労がある私人1名(いわゆる「官服をまとっていない(non togate)」裁判官, 1956年12月27日法律1441号で新たに女性に加わり男女の2名となる), そしてこの私人は30歳以上の生物学・精神医学・犯罪人類学・教育学・心理学の能力を有する者(cultori)となっている(同法2条)。未成年者裁判所の権限は三つある。犯罪をなした未成年者に関わる刑事権限, 墮落した未成年者などに関わる行政権限, 親権への措置などに関わる民事権限である。そして, 未成年者裁判所は18歳未満の少年に関係する刑事, 行政, 民事事件について第一審の役割を果たす。同法4条においては, 未成年者裁判所検察庁制度を定める。同法11条においては, 未成年者を訴追する手続において, 未成年者裁判官は「身体的, 精神的, 道徳的及び環境の側面から, 被疑者の個人的および家族の前歴を評価する」ための特別の調査をしなければならない, とする。この調査は刑法98条の意図・意欲能力の鑑定を目的としているが, 社会及び未成年者自身の利益のため少年自身の力での社会復帰を可能とする個別処遇の探求をも意図している。さらに, 同法は有罪判決を受けた少年に対し, 司法的赦免(同法19条), 刑の条件付停止(同法20条)や条件付釈放(同法21条)を規定する。

そして, 同法1条においては, 未成年者再教育センターが定められる。この未成年者再教育センターは二つの部門に分かれていて, 一つは裁判を待つ, 勾留された少年そして有罪判決を受けた少年, 保安処分を受けた司法リフォーマトリーに収容される少年を対象とし, もう一つはリフォーマトリーに収容される, 1934年法25条の処分を受けた少年を対象としており, そしてセンターはこれらの少年を収容する施設から構成される(22)。

5 未成年者裁判所の権限

(1) 刑事権限 未成年者裁判所の刑事権限は18歳未満の犯罪少年である。1930年刑法典は未成年者の刑事責任能力, すなわち14歳未満の少年に関しては, 物事の是非を判断し, そして理解し意欲する能力がないとして責任能力が存在しないとする(刑法97条)。そして, 14歳以上18歳未満に関しては限定的に責任能力を認める(限定責任能力, 刑法98条)。さらに, その者に環境を含めた人格調査の結果, 社会的危険性が認められた場合に, 保安処分と

して司法リフォーマトリー送致や監視付自由に付すことができる。そして、14 歳未満で刑事責任能力が存在しないとされている場合でもその者の社会的危険性が認められれば、保安処分に付すことは可能であった(刑法 224 条)。

(2)民事権限 未成年者裁判所は、親権に関する事項、家族からの未成年者の隔離、養子縁組、未成年者の婚姻、未成年者の家族との再結合などについて権限を有している。また他には、孤児の後見人を選任し、後見人を監督して、施設に収容された少年の監督の役割を果たす権限を有している。

(3)行政権限 身についた習慣から墮落の明らかな証拠があり道徳的矯正が必要と考えられる未成年者に対して、リフォーマトリーに収容する権限を未成年裁判所に認めた(1934 年法 25 条)。25 条においては、犯罪事実は必要ではなく墮落している証拠があれば良い。

4 むすび

本稿はイタリア王国における少年法制を扱ったが、その検討に入る前に刑事政策の構造について整理をしておく。刑事政策(広義)は、「国家的見地から犯罪対策の在り方を工夫する」狭義の刑事政策、「犯罪対処活動の在り方を工夫する」犯罪対策、および「犯罪に対処すべく現象する各種『一連の行動』」を意味する犯罪対処活動からなる「活動体系」である(23)。

ある問題が起き、それが「犯罪」化されるためには、加害者の行為、被害者の被害に加えて、社会的リアクションが要求される。このような三者のダイナミクスにより、犯罪対策が作成される(犯罪対策レベル)。しかし、ある現象を犯罪とし、犯罪対策を実効性あるものとするか否かを価値的に決定するのは国家・公権力の所在である(刑事政策レベル)(24)。

ところで、刑事政策における公権力による価値決定の判断基準は歴史的に見れば「法治国家原理」と「社会国家原理」である。法治国家原理とは法治国家以前の中世における警察国家の権力行使の制限原理であり、二つの側面からなる。すなわち、「国家の権力行使を制限的・抑制的に規制する法が形式的意義における法律であること(法治国家原理の形式的側面)」および「その

法律が内容的・実質的に『適正』なものであることが要求される」こと(法治国家原理の実質的側面)である。また社会国家原理とは人間の生存に配慮する国家原理であり、「社会国家原理においては人間の人格の真の展開は個人の社会への関与と個人の生活維持における国家の協力とがなければ不可能であり、また、全ての人間の生活は『社会的連帯責任』の理念によって規制され、この社会的連帯責任の理念によって社会および国家が個人の社会的生存に対して責任を持ち、同様に個人がすべての者の運命に対して共同して責任を持たなければならないことが要求される(25)。」

以上を踏まえて、イタリア王国の少年法制を検討する。19世紀末イタリアにおいては都市化や捨て子、リフォーマトリの危機はすでに社会問題化されていた(社会的リアクションの存在)。そしてオランダが指摘するように少年犯罪が多発していたので、何らかの新たな犯罪対策が必要であった(加害者の加害行為、被害者の被害の存在)。その後、クアルタ委員会が立ち上げられ、少年犯罪対策のための法案が作成された。しかし、法案が法律になることはなかった。思うに、法案が提出された時期は自由主義期であり、法治国家原理が働いていたと考えられる。その犯罪対策の中心は市民刑法学派の結晶であるザナルデッリ刑法典であり、その中核は市民権の擁護であり人間の生存への配慮ではなかった。他方、ファシズム政権は当初より社会医学的見地からの人々の生存への配慮を国家目標の中核に掲げており、その国家意思は社会国家原理にあった。このような価値決定により1932年少年法が立法化されたのである。しかし、社会国家原理は無限定の権力につながることもなり、戦後イタリアは王制を廃止し、共和国となって社会法治国家を目指すこととなる。

また、ロンブローゾも晩年には生存への配慮という視点を有するようになったことは見てきた通りである。そして、少年は成人とは異なり、社会的危険性が少なく厳罰は逆効果であると主張し、また分類処遇の必要性を強調し、さらに宗教教育ではなく実学、特に農業教育の必要性を強調したことはロンブローゾが社会的予防の視点を獲得していたことを示している。9歳以上14歳未満の犯罪行為について1930年刑法典において非犯罪化がなされたが、以上のロンブローゾの批判が一定程度実を結んだといえよう。しかし、ロン

ブローゾは戦後の「新社会防衛論」が唱える、犯罪者の人格を考慮し、権利主体とする視点(26)を獲得するには至っていない。この点においては、未成年者を処遇の受動的な客体としているのである。他方、1934年法も二元論を採用しており、二つの国家原理に対して一定の配慮がなされていた。このような意味で、1934年法は犯罪実証主義学派の主張を一部採用したにすぎなかったといえる。少年を権利主体とはっきりと構成するのは1988年共和国大統領令448号からである。同大統領令は未成年容疑者に対して刑事訴訟法に定められた人権保障が準用されるなど法治国家原理による未成年者の処遇を定め、また社会国家原理であるプロベーションも正式に導入され、イタリアは社会法治国家原理に基づくインクルーシブな社会への道を進んでいくのである(27)。

注(1) Pier Francesco Listri, *Grande dizionario storico dell'unità d'Italia*. Eventi, luoghi e personaggi, Bonechi. 2010, 204-219. 井口 文男『イタリア憲法史』五七頁以下(有信堂高文社, 一九九八)。

(2) Franco Cambi, Simonetta Olivieri, *Storia dell'infanzia nell'Italia liberale*, 2ed., La Nuova Italia, 1994, 11 - 13.

(3) フィリップ・アリエス(杉山 光信他訳)『〈子供〉の誕生—アンシエン・レジーム期の子供と家族生活』三一三頁, (みすず書房, 一九八〇)。

(4) ミラノ市への移入者率は、市住民1,000人当たりで、1881年 - 1890年は33人、1891年 - 1895年は22人、1896年 - 1898年は26人、1899年 - 1900年は30人、1905年 - 1907年は36人、1908年 - 1910年は34人、1911年 - 1913年は39人となっている。横山隆作『イタリア労働運動の生成(1892年～1911年)』一五〇頁, (学文社, 二〇〇一)。

(5) Antonio Salvatore, *La giustizia minorile nel Novecento. Dall'Associazione «C. Beccaria» ai tribunali minorili in Italia*, Edizioni Unicopli, 2007, 25-28.

(6) 18世紀以降、ルオータによる捨て子が主流となる。ルオータとは捨て子養育院の道路に面した小窓に設置される回転式の円形の箱であり、小窓は夜間に開放され捨て子をルオータに入れて回転させると部屋に入り、中で待機する番人によって受け取られる仕組みとなっていた。早田 由美子「19世紀イタリアにおける捨

て子—産育行動の分化と変容—」五〇六頁以下，教育学研究第五九巻第四巻，一九九二。

- (7) Mario Sbriccoli, *Storia del Dritto Penale e della Giustizia*, Giuffrè Editore, 2009, 485-590.
- (8) Francesco Carrara, *Programma del corso diritto criminale, Parte generale*, Tip. Giusti, 1867, 404.
- (9) Cesare Lombroso, *Discours d'ouverture au VI Congrès d'Anthropologie criminelle*, in *Actes du VI Congrès d'Anthropologie criminelle*, Torino, 1907.
- (10) Mario Sbriccoli, op. cit., 550.
- (11) Enrico Ferri, *Difese Penali e Studi di Giurisprudenza*, Fraterri Bocca, 1899, 198-220. なお，こうしたフェッリの見解に対してメロッシは，フェッリの運動指導者の定義(社会の異議申し立て者)はそのままフェッリが社会の敵とする，ロンブローゾの生来的犯罪者のアイデアを生み出した匪賊ジュゼッペ・ヴィレツァにも当てはまるのではないかとしている。Dario Melossi, *Stato, controllo sociale, devianza. Teorie criminologiche e società tra Europa e Stati Uniti*, Bruno Mondadori, 2002, 65. また，ロンブローゾが生来的犯罪者として念頭に置いていたのはマフィア，カモッラ，匪賊であった。Flavio Guidi, *Cesare Lombroso e le razze criminali. Sulla teoria dell'inferiorità dei meridionali*, Argot Edizioni, 2017, 45.
- (12) ロベルト・ミヘルス(氏家伸一 訳)「ロベルト・ミヘルスの同時代論-3 - チェーザレ・ロンブローゾ」二五五頁，神戸学院法学第一五巻第二号(一九八四)。
- (13) 原文ママ。「獣(bestia)」のことと思われる。
- (14) Cesare Lombroso, *L'uomo delinquente (rist. anast. quinta edizione)*, Torino, 1897, Bompiani, 2013, 1655-1678.
- (15) Luigi Fadiga, *Il giudice dei minori. I nostri ragazzi di fronte alla giustizia*, Il Mulino, 2010, 12.
- (16) devianza という言葉の意味については現代的意味を獲得するのは20世紀前半である。Pierluigi Baima Bollone, *Cesare Lombroso e la Scoperta dell'Uomo Delinquente*, Priuli&Verlucchi, 2009, 13.
- (17) 勝田 由美「宗教的慈善から世俗的博愛へ—イタリアにおける世俗的援助団体

- と『公的』福祉の成立」二八一頁以下，高田 実・中野 智世編著『近代ヨーロッパの探求^⑮ 福祉』（ミネルヴァ書房，二〇一二）。
- (18) Alfredo Carlo Moro, a cura di Maria Dossetti, et al. , *Manuale di diritto minorile*, Zanichelli, 6ed. 2019, 5-6.
- (19) Antonio Salvatore, op.cit., 30-45. Vania Patanè, “Origini Storiche e Percorsi Legislativi” , in a cura di Enzo Zappalà, *La Giurisdizione Specializzata nella Giustizia Penale Minorile*, 2ed., Giappichelli, 2015, 2-6.
- (20) Antonio Salvatore, op.cit., 34-62.
- (21) Luigi Fadiga, op.cit., 26-31.
- (22) Antonio Salvatore, op.cit., 63-70. Chiara Scivoletto, *Sistema penale e minori*, 2ed., Carocci, 2012, 26-30, 34-37.
- (23) 石川 正興『犯罪者処遇論の展開』九七頁以下(成文堂，二〇一九)。
- (24) 須々木 圭一「刑事政策の世界性について-その限界に関する試論的素描-」一頁以下，(比較法学第二二卷第二号，一九八九)，武内 謙治，本庄 武『刑事政策学』一七頁以下，(日本評論社，二〇一九)。
- (25) 前掲注(23)石川，百一一頁。
- (26) マルク・アンセル(吉川 経夫訳)『新社会防衛論-人道主義的な刑事政策の運動』，二二〇頁，(一粒社，一九六八)。
- (27) 脇坂 成実，「マフィアに加入する少年について—現代イタリア少年司法の課題」七〇頁以下，日本犯罪社会学会第四二回大会報告要旨集，二〇一五。